

平成26年西尾市監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求に係る取扱いを次のとおり公表する。

平成26年8月11日

西尾市監査委員 手嶋英夫
西尾市監査委員 長谷川敏廣

第1 請求文

1 措置請求書

西尾市職員措置請求書

平成26年7月3日

西尾市監査委員 手嶋英夫 殿
同 長谷川敏廣 殿

請求の要旨

平成25年度の西尾市消防団活動において、年度中に1度も活動実績のない消防団員が「班長」に昇進した。これにより、その消防団員が平成26年度に1度でも活動すれば、班長としての報酬57,400円が支給される。

当該団員が一般団員のままであれば、支給される報酬は、54,500円で済むが、理不尽な昇進に伴い、市民の受ける損害は増えることになった。

そこで、西尾市長に対して、平成25年度消防団活動実績ゼロの団員の班長への昇進を取り消す措置を請求する。

請求の理由

吉良消防団第3分団「●●●●」は、平成25年度消防団活動において、その活動実績は「ゼロ」であった。（別紙-1）そのような団員を昇進させる（別紙-2）とは、一般常識としては到底考えられない。

ちなみに、「西尾市消防団条例第7条」（別紙-3）では、「任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。（1）勤務実績が良くない場合（2）以下略」となっている。

尚、敢えて付言すれば、ここでいう「できる」とは「しても良い」ではなく、法令上は「しなければならない」という意味であることを忘れてはならない。(別紙-4)

また、このような昇進を認める「昇進基準」があるとは到底思われませんが、このことを認めた「消防本部」が、本来の消防団にたいする指揮・統制の役職を全く果たしていないことを露呈している。

行政訴訟「平成25年(行ウ)第6号損害賠償等請求事件」の平成26年6月4日(水)名古屋地方裁判所11階1102号法廷における被告側証人「元吉良消防団長「●●●●●」」が、原告側弁護人の「元吉良消防団は、旧吉良町のどの部署の指揮下にあると認識していたか?」との質問に対して、「消防組合でもなく、火災報知により出動する。」と証言し、消防団の地方自治体における位置づけすら認識出来ていなかったことを吐露した。

合併後の現在でこそ、消防本部の統制下にあると認識しているようだが、実態は、地方自治体における団の位置づけが過去の認識と変わることなく、「消防団のことは、消防団で全て決める。」という体質が継続しているようだ。

そもそも、消防団員は西尾市特別臨時職員という「公務員」であり、例えその昇進させた理由が「班長に引き上げて、団員としての活動を促す。」ということであっても、活動実績ゼロの即ち勤務実績の全くない団員を昇進させるとは、市民として全く許せるものではない。

入団当初から勤務成績の良くない者は、それ以降も全く改善された例のないことが、別紙-5「入団年度別勤務実績の極めて悪い団員の活動経過」に明確に表れている。すなわち、「班長に引き上げて、団員としての活動を促す。」など全く無意味であることを示している。

しかも、本来免職すべき団員を昇進させ、年間で1度でも活動すれば支給される報酬(別紙-6)が、一般団員の報酬額54,500円から班長としての報酬額57,400円になるとは、もっての他である。

そこで、西尾市長に対し、請求の要旨の通り、平成25年度消防団活動実績「ゼロ」の吉良消防団第3分団「●●●●」の、平成26年4月1日付けの「班長」への昇進を取り消すよう措置することを請求する。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

請求者

住所 ●●●●●●●●●●

職業 ●●●●●

氏名 ●●●●●

(措置請求書は、原文のまま登載した。)

2 事実証明書

・平成25 消防団活動報告集計表

- ・消防団員名簿
- ・西尾市消防団条例
- ・読売新聞切り抜き（平成 25 年 12 月 11 日 「拘置所員立ち会い違法 最高裁」）
- ・入団年度別 勤務成績の極めて悪い団員の活動経過（請求人作成）
- ・西尾市消防団員報酬及び費用弁償の支給についての決裁文（平成 25 年 7 月 1 日）

第 2 監査の結果

前記の監査請求についての取扱いを、別紙のとおり請求人に通知した。

平成26年 8 月 8 日

請求人 ●●●● 様

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫
西尾市監査委員 長 谷 川 敏 廣

西尾市職員措置請求について（通知）

平成26年7月3日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、内容を法律上の要件に照らし合わせて審査した結果、次のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

第1 請求の受付

本件請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求の要旨

平成25年度の西尾市消防団活動において、年度中に1度も活動実績のない消防団員（以下「当該団員」という。）が「班長」に昇進した。これにより、当該団員が平成26年度に1度でも活動すれば、班長としての報酬57,400円が支給される。一般団員のままであれば、支給される報酬は、54,500円で済むが、理不尽な昇進に伴い、市民の受ける損害は増えることになった。

そこで、西尾市長に対して、平成25年度消防団活動実績ゼロの団員の班長への昇進を取り消す措置を請求する。

2 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に掲げる所定の要件を具備しているものと認められたので、平成26年7月8日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から辞退の申し出があったため、陳述会を省略した。

なお、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査対象事項

活動実績がないにもかかわらず、班長に任命された当該団員の報酬支給を監査対象事項とした。

3 監査対象部課

消防団関連事業を所管する消防本部総務課を監査対象部課とした。

4 関係職員の調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、消防本部総務課に対し、関係書類の提出を求め調査するとともに、平成 26 年 7 月 24 日に関係職員として消防長、消防次長兼総務課長、消防本部総務課主幹、課長補佐及び主査から事情聴取した。

第 3 監査の結果

当該団員は、班長に任命されたものの、平成 26 年度になっても 1 度も活動に参加せず、その後も本人が継続の意思を示さなかったため、降格もしくは免職の方向で進めたいとの分団の意向もあり、団長がこれを了承し、平成 26 年 6 月 30 日付けで免職となっていた。

第 4 結 論

当該団員が退団したことにより、今後、当該団員に報酬が支給される事はなくなり、監査の対象となる要件を具備しなくなった。以上の判断により、本件請求を却下する。